

4. 利用料

(1) サービス提供利用料

介護サービス (1日につき)

	所要時間 6時間以上 7時間未満
要介護1	715円
要介護2	850円
要介護3	981円
要介護4	1,137円
要介護5	1,290円

介護予防サービス (1ヶ月につき)

要支援1	2,268円
要支援2	4,228円

(2) サービス提供利用料加算

入浴介助加算 (I) (介護)	40円/回
短期集中個別リハビリテーション実施加算 (介護) 退院日または認定日から3ヶ月以内	110円/回
口腔・栄養スクリーニング加算 (II) (介護) ※6月に1回	5円
口腔機能向上加算 (I) (介護)	150円
栄養改善加算 (介護)	200円
サービス提供体制強化加算 (II) 要支援1 要支援2 要介護1～5	72円/月 144円/月 18円/回
介護職員等処遇改善加算 (I)	所定単位数に11.1%を乗じた単位数

(3) 実費 ※令和3年4月1日より、税込み価格表示。

・食費(昼食代、おやつ等を含む) 700円

・日用品(バスタオル・入浴用タオル2枚・シャンプー・リンス・石鹸等) 126円

通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とします。なお、法定代理受領サービスに該当しない指定通所リハビリテーションを提供した場合は、一旦ご利用料金全額を頂き、サービス提供証明書を発行致しますので、これをお住まいの市区町村にご提供の上、差額の払い戻しをお受け下さい(※一定以上の所得がある方については利用者負担が2～3割となります)。

5. お支払い方法

毎月、15日頃までに前月分のご請求を致しますので、月末までにお支払い下さい。お支払い頂きますと、領収証を発行致します。お支払い方法は、窓口精算・口座振替・口座振込の何れかをお選び頂けます。

6. サービス利用契約の終了

ご利用者様のご都合でサービス利用契約を終了される場合、終了を希望する日の1週間前迄にお申し出下さい。但し、次の理由でサービス提供できなくなった時、サービス利用契約は終了します。